

消費生活相談所紹介

悪徳商法、多重債務、訪問販売、電話勧誘販売、インターネットトラブル等、日常生活の中で起きる身近な消費者問題について、消費生活相談員が電話または面談にて、相談に応じます。

1人で悩まずにご相談ください。相談は無料で、秘密厳守です。

- 場 所 南三陸町役場1階 ATMすぐそば
- 開所日 毎週火曜日・木曜日 午前9時～午後3時
- ☎ 南三陸町消費生活相談所 ☎29-6215

開所日以外は以下の連絡先へ電話してください。

- ◆消費者ホットライン ・相談専用ダイヤル ☎188（いやや！）
・相談時間 毎日午前9時～午後5時（12月29日から1月3日は除く）
- ◆宮城県消費生活センター
・相談専用ダイヤル ☎022-211-3123
・相談時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 土曜日 午前9時～午後4時
（日曜日、祝日・振替休日・12月29日から1月3日は除く）



相談の様子イメージです



消費者への注意喚起リーフレットなども備えています。

里親制度広域説明会の開催

さまざまな事情で自分の家族と暮らせない子どもたちがいます。そのような子どもたちを家庭に迎え入れ、子どもの健やかな育ちを応援する、それが里親制度です。

説明会では、里親制度のお話や里親体験談、さらに個別相談会を行います。個別相談会へのみの参加もお待ちしております。事前予約は不要です。お気軽にお越しください。

- 日 時 6月14日(土) 午後1時30分～
- 場 所 石巻市ささえあいセンター ミーティングルーム(2階) 〒986-0825 宮城県石巻市穀町15番2号



●お問い合わせ

みやぎ里親支援センターけやき ☎022-718-1031 FAX 022-343-8144
<https://miyagisatooya-keyaki.com/> 〒981-0906 仙台市青葉区小松島新堤7-1

6月1日は人権擁護委員の日です

- 人権の日啓発活動 6月1日(日) 午前10時30分～11時30分 ウジエスーパー南三陸店
- 特設人権相談 6月12日(木) 午前10時～正午 総合ケアセンター南三陸

町では、法務大臣から委嘱された6名の人権擁護委員が、人権教室の開催や人権に関する皆さんの相談に応じています。相談は無料で秘密は厳守されますので、安心してご相談ください。

なお、定期相談を総合ケアセンター南三陸で行っています。詳しくは、26ページをご覧ください。

南三陸町の
人権擁護委員

小山吉郎委員、高松千代子委員、武山真理委員
及川庄弥委員、三浦光江委員、山内恵美子委員

☎ 保健福祉課 社会福祉係 ☎46-2601



みんなで取り組む鳥獣被害対策



町内では、ニホンジカ、イノシシ、ハクビシン、ツキノワグマ等の目撃が多くなっており、それにともない農作物被害増加、交通事故や人身への被害も心配されております。町は有害鳥獣駆除や侵入防止柵導入補助等の被害防除を推進しておりますが、これらの動物を呼び寄せる原因としては動物の餌となる放因果樹や廃棄野菜があげられます。以下の対策をみんなで取り組むことで、野生鳥獣が寄り付きにくい環境をつくりましょう。

- ・野菜や果樹は放置せず、きちんと収穫する
- ・野菜の残渣は放置せず、埋めるなど適切に処分する
- ・田畑の周囲は草刈、木を切るなどして見通しを良くする



クマやイノシシに出会ってしまったら

これからのシーズンは野生動物の活動が活発になり、人里近くにあらわれることがあります。遭遇した場合は落ち着いて行動し、次のことに注意してください。

- ・急に走り出さない（興奮して襲われるかもしれません）。
- ・後ろを向いて逃げず、ゆっくり後ずさりしてその場を離れる。
- ・棒を振ったり、石を投げたりして動物を刺激しない。
- ・子グマやウリボウを見かけたら要注意（親が近くにいるかもしれません）。



有害鳥獣被害防止対策事業補助金について

町では、有害鳥獣による農作物への被害を防止するため、耕作している農地等に設置する下記の被害防止対策施設の資材購入費用に対し補助金を交付します。

- 1 補助対象者**
 - ①町内の農地、農業用施設を耕作又は使用する者が、当該農地に対策設備を設置する場合
 - ②町内の農地等において、3世帯以上により構成されるグループにより共同して対策設備を設置する場合
- 2 補助対象設備**
 - ①電線、支柱、リング碍子、バッテリー等を一式とする電気柵であって耐用年数がおおむね3年以上のもの。
 - ②金網フェンス及びワイヤーメッシュ並びにこれらの設置に係る杭、支柱等の固定資材であって耐用年数がおおむね10年以上のもの。
 - ③鳥獣用防護ネット等及びその設置に係る杭、支柱等の固定資材であって耐用年数がおおむね3年以上のもの。
- 3 補助額**
 - 1. 補助対象者①の場合、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額又は10万円のいずれか低い額
 - 2. 補助対象者②の場合、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い額

カメムシ防除費用の一部を補助します
～南三陸町水稻病害虫対策事業費補助金～

町では、良品米の生産を推進し、稲作農家の安定的な経営を図ることを目的に、カメムシ防除に要する費用の一部を補助します。

- 1 補助対象者**
 - ①カメムシ防除剤を購入し自ら散布した町内の稲作農家
 - ②カメムシ防除剤を購入し共同防除により散布した町内の団体
- 2 補助金額**

病害虫防除1回につき、10アール当たり200円又は防除剤の購入に要した費用のいずれか低い額とし、交付対象となる病害虫防除は、年度内で2回までとします。なお、中山間地域等直接支払交付金など、他の補助金の交付対象となっている場合は、その額を減じた額とします。
- 3 申請手続**

補助金交付申請書に必要事項を記入し、防除剤の購入に要した費用の支払を証する書類を添付のうえ農林水産課に提出してください。申請書類は、町のホームページからもダウンロードすることができます。

☎ 農林水産課 農林業振興係 ☎46-1378